

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等について

1 趣旨

障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論等を踏まえ、所要の関係告示の改正等を行うもの。

2 障害福祉サービス等報酬改定に係る改正内容

- 改正内容は別紙のとおりとする。
 - ※ 本パブリックコメントの対象については、別紙のうち、厚生労働省告示において規定される事項に限る。
- その他所要の改正を行う。

3 根拠条文

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第3項第1号、第30条第3項第1号、第51条の14第3項及び第51条の17第2項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第2項第1号、第21条の5の4第3項第2号（これらの規定を同法第21条の5の13第2項において読み替えて適用する場合を含む。）、第24条の2第2項第1号（同法第24条の24第2項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第24条の26第2項 等

4 今後のスケジュール

告示日：令和3年3月下旬（予定）

施行期日：令和3年4月1日（予定）